

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第8条第2項
処 分 の 概 要： 通行許可
原 権 者 (委 任 先)： 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官)
法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第6条 (通行を禁止されている道路における 通行の許可) 道路交通法施行規則第5条 (通行禁止道路通行許可証の様式等)
審 査 基 準： 別紙参照
標 準 処 理 期 間： 5日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考